

氏名（生年月日）	マチ ダ カリナ 町 田 花里奈 (1977年5月4日)
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	法博甲第150号
学位授与の日付	2023年3月16日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	習近平政権の汚職対策に関する総合的研究
論文審査委員	主査 四方 光 副査 通山 昭治・柳川 重規・高橋 正義・星 周一郎

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I 本論文の構成

町田花里奈氏から博士（法学）の学位を請求して提出された論文は、「習近平政権の汚職対策に関する総合的研究」と題するものであり、その構成は次のとおりである。

序章

第1章 胡錦濤政権と習近平政権初期における社会情勢と汚職研究

第2章 中国における贈収賄の仕組み

—中国鉄道部をめぐる贈収賄を事例に—

第3章 中華人民共和国国家監察委員会の樹立について

—中日における監察制度の比較研究—

第4章 中国共産党中央規律検査委員会の組織体制について

—中国共産党規律検査機関規律執行監督業務規則を根拠規定として—

第5章 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題

第6章 中国国家監察委員会の調査対象となる職務犯罪について

第7章 中国における汚職に対する懲戒処分について

第8章 汚職の調査（捜査）手続について

第9章 中国における公安機関に対する汚職調査について

—端緒情報の入手方策を中心に—

第10章 中国の汚職調査における「技術的調査措置」について

—通信傍受法に関する中日比較—

終章 習近平体制における汚職対策の成果について

参考文献

II 本論文の概要

本論文は、習近平政権下での汚職対策が、中国社会における構造的な汚職体質をどのように改善しようとしてきたのかを、近年矢継ぎ早になされてきた新規立法や近年積極的に公開されるようになった汚職に関する統計から解説しようとするものである。

1 第1編 習近平政権以前の汚職の実情

第1編は、中国において徹底的な汚職対策が必要となった事情について説明している。

第1章前半では、習近平政権以前における汚職の蔓延状況について説明している。改革開放政策の過程では経済発展を優先させたが、当時汚職は経済発展のための必要悪とする考え方すら存在し、汚職の蔓延が相当深刻な状況になった。しかし、改革開放の歪みともいえる格差問題、環境汚染、汚職問題などが大きな社会問題となり、政権維持のためにはこれら直面する国内問題の解決を優先し、国民の不満の解消に努めなければならなかったという。

第1章後半では、2012年秋以降の習近平政権発足時における汚職調査について概観している。汚職の摘発は、中国共産党中央軍事委員会から始まり、党中央軍事委員会での調査結果は、これ以降に始まる調査が本格的な汚職調査であることを示すものとなった。

第2章では、企業犯罪の発生機序に関する犯罪学における著名な学説であるクレッシーの「不正のトライアングル」理論を援用し、改革開放政策期に起きた組織的な汚職の構造を「二重構造の不正のトライアングル理論」として説明している。

「不正のトライアングル」理論とは、企業犯罪は、動機、機会、正当化という3要素によって生じるとする学説である。企業犯罪の動機とは、本来犯罪傾向がないはずの企業人が罪を犯さなければならなくなる動機であり、一般に、個人犯罪としては借入金の存在や急な資金需要等、組織ぐるみの犯罪の場合は期限内の無理な売上目標やコストダウンの達成等が挙げられる。本論文では、中国の汚職における個人的な動機として、より上位の職位を得るための人事権者への贈賄資金の確保を指摘している。

次に、企業犯罪の機会は、一般に、個人犯罪としては当該企業人が企業の資産を事実上又は法律上管理する立場にあることであり、組織ぐるみの犯罪の場合は、当該業務に関する監視体制の不備や担当者への放任等が挙げられる。本論文では、中国の汚職における個人的な機会として、事業者との癒着による官製談合の日常化を指摘している。

さらに、企業犯罪の正当化としては、一般に、個人犯罪としては一時的に会社からお金を借りているだけとか、誰でもやっているとかいう正当化があり、組織ぐるみの犯罪の場合は、当該行為は業界の常識であるとか、経済活動は倫理や道徳とは別物などという言い訳がある。本論文は、中国の汚職における個人的な正当化として、目標達成のためには手段を選ばない成果主義を背景に、「周りもやっているから問題ない」という言い訳を挙げている。

以上は、既存の理論としての個人レベルの「不正のトライアングル」を中国の汚職に適用した分析であるが、本論文第2章は、中国では個人レベルの3要素を促進する組織的構造的な要素がある

とし、この個人的因素と組織的な要素をまとめた「二重構造の不正のトライアングル理論」を提唱している。すなわち、汚職の動機の組織的要因として人事権の売買の常態化を、汚職の機会の組織的要因として体制移行期における法律制度の未整備によって生じたインフォーマルなルール、すなわち事業者と政府側担当者との正規のルールに基づかない個人的関係に基づく決定を挙げている。さらに、汚職の正当化の組織的要因として、中央からの過度な目標設定に対応するために当時の通説的認識となった汚職の必要悪論があり、これが個人レベルでの正当化要因を根底で支えていたと指摘している。

本論文は、このような組織的構造的な汚職の要因を、習近平政権下における汚職対策がいかに切り崩していくことができたのかを、以下の章で検証している。

2 第2編 汚職摘発の組織体制

第2編は、汚職対策に係る組織法論である。日本の汚職対策は、監察は公務員法に基づいて各省庁・自治体が行い、補完的に人事院が行う体制となっており、汚職捜査は、警察組織と検察組織が担当していて、各機関は基本的には別個に調査・捜査を行っている。これに対して、中国では、一般的の犯罪捜査を行うのは公安機関・検察機関であるが、汚職調査については、公安機関・検察機関の所掌外とされ、党と国家に属する3つの監察組織が連携して担当することとなっていて、日本の汚職対策の組織体制とは大きく異なっていることを明らかにしている。

第3章の前半では、2018年に設立された中華人民共和国国家監察委員会（以下、「国家監察委員会」という。）とその根拠規定である中華人民共和国監察法（以下、「監察法」という。）をもとに、国家監察委員会の構成、職責、独立性、権限を紹介している。最後に日本的人事院における公務員の監察制度と、警察組織における監察制度との比較を行った。

第3章の後半では、中国の汚職調査の組織体制について、国家監察委員会の組織を解明し、日本については、公務員法による監察の仕組と各省庁の監察体制の例として警察の監察組織を紹介し、汚職捜査の体制としては警察組織及び検察組織を紹介して、両国の比較を行った。

第4章では、中国共産党中央規律検査委員会（以下、「中規委」という。）について考察した。中規委の汚職調査における根拠規定である中国共産党規律検査機関規律執行監督業務規則（以下、「規律検査執行監督規則」という。）を紹介し、本規定に基づいて、規律検査監察体制、党内での位置づけ、汚職調査における役割を解説した。

第5章では、汚職調査の実働部隊であり、党直属の監察チームである中国共産党中央巡視組（以下、「巡視組」という。）とその根拠規定である中国共産党中央巡視組工作条例（以下、「巡視組条例」という。）に基づいて、巡視組が設立した背景、過程、組織体制を論じた。

3 第3編 汚職にかかる職務犯罪と懲戒処分について

第3編は、汚職にかかる実体法の観点から、職務犯罪と懲戒処分を考察している。中国では、汚職調査の結果、処分対象者の行為が職務犯罪とみなされた場合には、中華人民共和国刑法（以下、

「中国刑法」という。）に基づいて処罰される。また、刑罰に至らない違反に関しては、懲戒処分として政務処分、組織内処分、党内処分が課される。

第6章では、中国刑法の基本的な枠組みを概観し、日本国刑法との比較を行っている。上記のとおり、中国では、一般の犯罪捜査を行うのは公安機関・検察機関であるが、職務犯罪については国家監察委員会、中規委、巡視組の管轄となる。そこで、中国刑法に定める罪のうちから国家監察委員会の調査対象となる職務犯罪の範囲が中華人民共和国監察法実施条例（以下、「実施条例」という。）に規定されている。本論文では、特に発生率の高い横領賄賂の罪を取り上げ、その刑罰規定を紹介した。具体的には、本条例に規定されている19種類の横領賄賂の罪に関する規定を詳細に紹介し、日本刑法に規定されている刑罰規定との比較を行っている。

第7章では、汚職に対する懲戒処分として、政務処分、組織内処分及び党内処分について論じている。中国の中華人民共和国公職人員政務処分法（以下、「政務処分法」という。）、中華人民共和国公務員法、中国共産党規律処分条例、中華人民共和国裁判官法、中華人民共和国検察官法を概観し、日本の国家公務員法及び地方公務員法との中日比較を加えて、詳細に説明している。

4 第4編 汚職の調査に関する手続とその手法について

第4編は、汚職に係る手続法の観点から、監察法、規律検査執行監督規則、巡視組条例に記載されている調査手続と日本の刑事訴訟法の捜査手続を比較検討している。

第8章では、通常中国で行われている汚職調査については、国家監察委員会、中規委、巡視組が、調査に関する根拠規定である監察法、規律検査執行監督規則、巡視組条例に基づく調査手続が紹介した上で、日本の汚職捜査の根拠規定である日本の刑事訴訟法との比較を行っている。習近平政権下の憲法改正により、国家監察委員会は最高人民法院と同格の組織とされたため、国家監察委員会は裁判所の令状なくして強制調査を行うことができることとなっているのが、中国の汚職調査手続の最大の特徴の一つである。

第9編では、通常の手続に加えて、2つの特別な調査手法を紹介している。第9章では、中国における汚職調査における重要な端緒情報の入手方策である一般国民や調査対象者の所属組織の職員からの「告発」について取り上げている。この方法は、中国の一般国民が特権的立場にある幹部に対して有する不満を逆手にとって情報源とするものである。

第10章では、汚職調査における通信傍受を取り上げている。中国の汚職調査では通信傍受を用いることができるが、日本の汚職捜査ではできない。こうした、中国と日本における通信傍受をめぐる扱いについて、中華人民共和国刑事訴訟法、監察法、実施条例と日本の刑事訴訟法との比較を行っている。

5 第5編 習近平政権における反腐敗政策の成果と課題

終章では、習近平政権10年の腐敗摘発の取組に対する総括を行っている。

第1に、公式の統計を用いて汚職摘発の成果を示す。近年、汚職摘発の成果を示すため、かつて

は公表されてこなかった汚職摘発に関する統計が積極的に公表されるようになっているという。公式統計によれば、2022年4月までの全国の規律監察機関による調査件数は438.8万件、政務処分を受けた者は64.4万人とされ、中国共産党の汚職調査が本格的であったことを示している。

第2に、汚職調査体制、懲戒処分・刑罰、調査手続についての中日比較を総括し、中国における職摘発態勢の強大さを確認している。汚職の調査機関である国家監察委員会は、人民法院と並ぶ地位にあり、独立して汚職調査を行う権限を有する組織である。また、汚職の端緒情報を収集する巡視組は、党直属の監察チームである。中日の汚職調査（捜査）体制を比較すると、中国における汚職の調査体制は、日本における汚職の捜査体制よりはるかに強力なものであると言える。

懲戒処分については、中国における懲戒処分の事由は、政務処分法が制定されたことにより、日本の公務員法の懲戒処分の事由より具体的で詳細に規定されることとなった。刑罰については、汚職の中で最も発生する横領賄賂罪の法定刑は日本より格段に重い刑が規定されていた。

第3に、第2章で構築した「二重構造の不正のトライアングル」の各要因に対して、10年にわたる汚職対策がどの程度の成果を上げたかについて評価が行われている。特に、中国の汚職では、個人の要因を促進させる組織的要因が、贈収賄の蔓延につながっていることから、組織的要因が切り崩せているかどうかが重要である。

組織的な動機の要因である「組織内部での人事権の売買」は、徹底的な巡視組の調査、懲戒処分、刑罰により切り崩すことができたと評価している。組織的な機会の要因である「癒着を放つておくインフォーマルなルール」は各種の法整備によって、組織的な正当化の要因である「汚職の必要悪論」については、巡視組による啓蒙活動、公の場での指導者による演説により切り崩したとしている。

終章の最後では、今後における中国の汚職対策の課題として、これまでの汚職対策によって「二重構造の不正のトライアングル」を完全に消滅させたわけではないことを指摘している。また、本論文の研究は、中国の公式サイトに掲載されている法令や公式統計に依拠したものであって、それらをさらに検証することまでは外国人研究者としてはできていないことを本論文の限界として認めている。

III 本論文の評価

1 研究の意義

本論文のテーマである「中国における汚職対策」は、隣国中国の現在の政治情勢における中心的課題の一つであり、中国の政治動向を把握することにおいて重要な視点の一つと言える。この重要なテーマについて、我が国での研究は、主として政治学の観点から習近平の権力闘争の手段としての側面を中心に論じられてきたところであり、その側面があることはおそらく確かなのであろう。しかし、他方で、汚職の蔓延は途上国、中進国が共通に抱える大きな課題であり、国際社会においても犯罪対策上の重要なテーマとなっており、海外では汚職は、刑事政策学、犯罪学における重要な研究分野の一つとなっている。

しかしながら、我が国における汚職に関する刑事政策学・犯罪学からの研究は少なく、まして中国の汚職対策の研究は極めて限られている。したがって、本論文は、日本国内だけでなく中国の研究者からも評価を受ける可能性を有する重要な研究であるといえる。

2 本論文の研究手法

本論文は、海外の学問分野 Criminal Justice の範疇に入るものであるが、一見すると、我が国における伝統的な刑事政策学ではあまり採られてこなかった研究手法を探っているように見える。しかしながら、経済犯罪に関する著名な海外の犯罪学説を援用しつつ、汚職の個人的要因にとどまらず、その個人的要因を生み出す組織的構造的要因を抽出し、そのような組織的構造的な要因に対して、習近平政権の汚職対策が功を奏したのかを検証しようとするもので、犯罪学理論を基礎として刑事政策を立案しようという刑事政策学の基本に立脚しつつ、社会全体の中で犯罪の発生機序や対策を検討するという社会安全政策論の考え方には合致した、優れた分析視点を有するものである。

すなわち、本論文が援用しているクレッサーの「不正のトライアングル」は、不正の個人的要因のみを検討の対象としており、その後の経済犯罪に関する犯罪学説も、組織的構造的要因の影響を示唆しつつも、結局は個人的要因の解明に終始するものが多く、組織的構造的な要因を解明しようとした研究は極めて少ないと言わざるを得ない。その点、本論文は、汚職の組織的構造的要因を中心に考察を行っており、汚職対策の分析においても、単に個人に対する影響だけでなく、どのような組織的構造的要因への効果を中心に評価を行っている。

また、習近平政権の汚職対策の分析については、中国というある意味特殊な研究対象のため、現地で現場の実態を解明するという研究手法が採れない中、公表データを基礎とはしているものの、その分析視点を、刑法と行政法にまたがる組織法、実体法、手続法という多角的な視点に立って、立体的に検討するという手法をとっていることも、実体法だけでなくそれを実現するための組織法・手続法をも重視するという社会安全政策論の考え方には合致するところである。

3 本論文の意義

本論文は、著名な犯罪学理論を援用しつつ独自に定式化した分析視点から、中国の汚職まん延のメカニズムを明らかにし、その上で、汚職についての法的規律を組織法、実体法、手続法の観点からその全体像をしめしつつ、その狙いと効果を解明したものである。日本では権力闘争の側面のみが強調される中国の汚職対策について、刑事政策学的な視点からその意味を理論的に解明した点で誠に画期的な論文である。また、従来の犯罪学、刑事政策学では、個人レベルからせいぜい地域社会レベルや組織レベルでの犯罪原因を分析し、それに対する対策を論ずるもののがほとんどであるが、本論文は、個人レベルから組織レベルを超えて、社会構造のレベルにまで分析の視野を広げた上で、習近平政権下の国家的汚職対策がこれら各級の汚職の要因に対してどのような効果をもったのかを解明しようとしたもので、高い学術水準を示すものであるといえる。

4 本論文の課題

第1に、本論文が認めているように、本論文の研究は、中国の法令、通達、公式統計に依拠したものである。よく知られているように、中国では実態が先行して、その実態に合わせて後で法令や通達が整備されると言われており、法令や通達に基づく分析は実態と乖離している可能性が少なくない。また、公式統計も真の数値を反映しているものであるかどうか検証しようがなく、実態を示すものかどうか分からぬ。これらの点は、本論文の研究に内在する大きな限界と言わざるを得ない。もっとも、中国という、外国人にとっては現実の情報の入手が極めて困難な国を研究対象としている以上、この点はやむを得ない限界であると言える。

第2に、本論文の研究は、中国の汚職対策の関係法令を、刑事法、行政法にまたがる組織法、実体法、手続法の観点から立体的に考察していることが特長の一つではあるが、各法分野の分析は比較的表面的なものとなっており、必ずしも深く掘り下げた分析には至っていない。しかし、このことは、犯罪事象を総合的に分析しようとする場合にまま見られることであり、多岐にわたる法分野それぞれの検討がやや表層的になることを恐れては総合的な分析ができなくなってしまう。むしろ、多数の法分野に果敢に挑戦したことを多としたい。今後は、本論文の研究をさらに発展させ、各分野の研究を一層深化していくことが期待される。

このように、本論文には課題が残るとしても、それは、研究対象国の特性に由来するものであり、あるいは、総合的研究一般に付随する限界と言えるものであり、本論文が高い研究水準を示すものであるとの評価に変わりはない。

IV 結論

以上述べた理由から、審査員全員一致の判断により、本論文は本学の博士（法学）の学位を授与するのに相応しいとの結論に達したところである。